

用するツイッターページに限り「リツイート」機能を使用する場合もある。

4 フォロー

フォローについては、府中市が作成したアカウント、または他の自治体の公共施設マネジメント担当課が作成したアカウントのみとする。ただし、公共施設マネジメントの事業に関わりのある市民団体及び事業者が運用するアカウントに限りフォローする場合がある。

5 「コメント」への対応

- ・情報発信、周知が主な目的のため、原則、コメントへの返信は行わない。
- ・コメント内容に誤りや読者に誤解を与える恐れがあるため、訂正や釈明をする必要があるものについては、返信で対応する
- ・言語については、原則として日本語で対応する。ただし、必要に応じてこれ以外の言語での対応を行う場合もある。

6 情報発信・返信の権限等

- ・「府中市ソーシャルメディアガイドライン」に従い、情報発信・返信を行う場合、原則として所属長の承認を得るものとする。ただし、やむを得ず所属長の承認を得ることができない場合においては、以下の内容のうち、あらかじめ所属長の承認を得た範囲については、担当者において情報発信・返信を行うことができることとする。

(1)すでにウェブサイト等に掲載している公表済みの内容

(2)イベントの状況や結果など、既成の事実

- ・公共施設マネジメントに関する業務ではない事項や、職務上関わらない事項については、適切な窓口の紹介や公開されている情報のみの紹介に留め、閲覧者自ら確認いただく。

- ・意見や苦情等については、「市長への手紙」で対応いただくよう記載する。

- ・コメントが次に掲げる内容に該当すると市が判断した場合は、非表示にする場合がある。

(1)法令等に違反、または違反するおそれがあるもの

(2)個人情報に掲載する等プライバシーを害するおそれのあるもの

(3)特定の個人・団体等を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるおそれがあるもの

(4)政治、宗教活動を目的とするもの

(5)その他市のツイッターで公開することが不適切なもの

- ・「府中市情報セキュリティ対策基準」に従い、情報発信・返信の際に、情報セキュリティ管理者の許可を得た場合において、支給以外のモバイ

ル端末を使用することができることとする。その場合、認証のためのログイン ID 及びパスワードの入力を毎回必須とし、認証情報について適切に管理し、不正アクセス対策を行うものとする。また、情報が保存される必要がなくなった時点で、速やかに記録した情報をモバイル端末より消去するものとする。

・市は、閲覧者がツイッターの掲載情報を利用または信用したことにより、閲覧者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わないこととする。

・市は、閲覧者間もしくは閲覧者と第三者間のトラブルにより、閲覧者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

・市は、予告なくツイッターの運用方針の変更及び運用方法の見直し、並びに運用を中止することができる。